

【別紙資料 12】

県営住宅駐車場施設整備要領

(趣旨)

第1 この要領は、県営住宅団地（以下「団地」とする。）内に設置する駐車場施設に関し、必要な事項を定めるものとする。

(駐車場施設)

第2 駐車場施設（以下「施設」という。）は駐車場への進入路及び駐車場並びに付帯施設からなり、それぞれ次の各号によるものとする。

- 1 駐車場 車両の駐車する場所（駐車帯）及び駐車帯に直接面し、車両を駐車帯に誘導するためのスペース（前面通路）並びに前面通路相互を結ぶ車路をいう。
- 2 付帯施設 施設の維持管理に必要な照明設備、排水設備、フェンス、看板等の施設をいう。

(施設の整備)

第3 施設は、団地内の住棟及び児童遊園等の配置を勘案の上、良好な住環境の確保や安全上の配慮等を総合的に考慮し、次の各号により整備する。

- 1 進入路及び車路 歩行者等の安全の確保や団地周辺の環境に配慮し、原則として一方通行の場合3メートル以上の幅員を確保する。双方向通行の場合5メートル以上の幅員を確保し車線分離帯を設ける。
- 2 前面通路 直角駐車の場合は原則として5メートル以上の幅員とする。斜め駐車及び縦列駐車の場合は原則として3.5メートル以上の幅員とする。
- 3 駐車帯 原則として奥行を5メートルとする。1台分の区画（駐車区画）幅は、前面通路の幅員が5メートルのときは原則として2.5メートル、前面通路の幅員が6メートルのときは原則として2.25メートルとする。

(進入方向の表示)

第4 進入路及び車路には必要に応じて進入方向の表示をする。

(駐車区画の表示及び車止め)

第5 駐車区画は白線で区画し、必要に応じて車止めを設置する。

(付帯施設の整備)

第6 付帯施設は、管理上の必要に応じて整備する。

(適用)

第7 この要領の適用にあたっては、関係法令等の規定に従うものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成10年7月22日から施行する。